

■ 川崎商工会議所の法定外労災補償プラン ■

# 労災上乘世補償

## 労働災害総合保険

保険料  
**55%**  
割引<sup>※</sup>

経営のハンドルを  
握る人の責任

&

使用者  
賠償責任保険  
+  
法定外  
労災保険

※事業場数割引・過去の損害率による割引により合計55%の割引を適用しております。  
割引率は保険料、事業場数および過去の損害率により変動します。このため加入状況  
および保険金のお支払い状況により 翌年度の割引率が変更となる場合があります。



保険期間 平成30年12月1日午後4時～平成31年12月1日午後4時(1年間)

申込締切日:平成30年10月1日(月)(加入申込票の引受保険会社到着日)

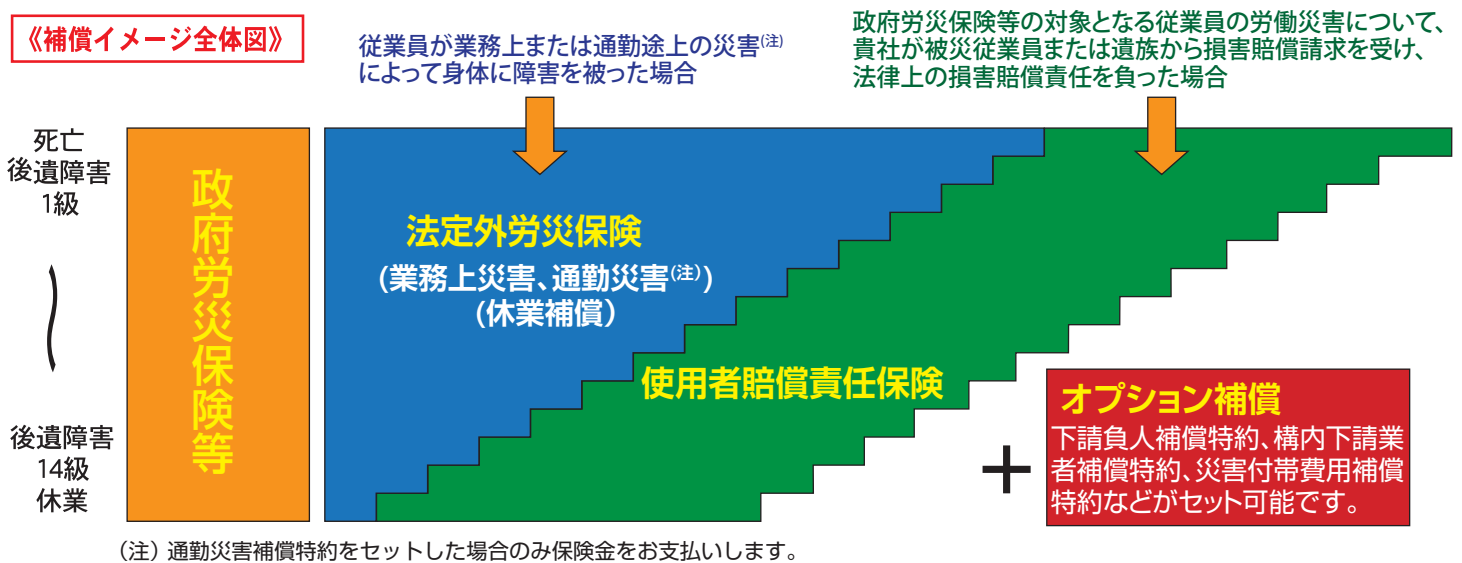
\* 中途加入も可能です。



川崎商工会議所

# 高品質の労災上乘せ補償を実現しました

## 《補償イメージ全体図》



## 「労災上乘せ補償」の特長・利点

- ① この保険は川崎商工会議所が保険契約者となる団体契約です。新規加入時から、事業場数割引・過去の損害率による割引の適用により**合計 55% の割引**<sup>\*</sup>適用を受けられます。  
※割引率は保険料、事業場数および過去の損害率により変動します。このため加入状況および保険金のお支払い状況により翌年度の割引率が変更となる場合があります。
- ② 無記名方式で年齢制限もなく、**従業員全員**が対象となります。
- ③ 保険料は**全額損金処理**が出来ます。(平成 30 年 6 月現在)
- ④ この川崎商工会議所・労災上乘せ補償にご加入いただけるのは川崎商工会議所会員に限ります。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。また、ご不明点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 対象となる従業員の範囲

- 政府労災保険等で給付をうけることができるすべての従業員が対象となります。臨時雇、アルバイト、パート、季節労働者等も含まれます。
- 下請負人従業員も対象とすることができます。**(下請負人補償特約のセットが必要です。)**
- 政府労災保険に特別加入されている経営者の方も加入できます。**(特別加入者補償特約のセットと記名が必要です。)**

## ご参考データ

最近はこんなに高額な判決も出ています。

<判決・和解事例>

No	金額	事件名	判決年	事故内容
1	1億9,800万円	精密機器製造	2008年	人事異動後の集中残業による脳内出血で意識障害
2	1億9,400万円	レストラン	2010年	レストラン支配人(管理職)が脳過労障害
3	1億6,800万円	広告会社	2000年	ラジオ局員が過労自殺
4	1億3,500万円	医大	2002年	研修医がストレスによる心臓病で死亡
5	1億2,700万円	県立病院	2005年	嘱託医が過労死
6	1億2,600万円	広告会社	1996年	ラジオ局員が過労によるうつ病で自殺
7	1億2,000万円	重工業研究所	2005年	研究室長が心筋梗塞
8	1億1,350万円	製鉄会社	2000年	係長(41才)が過労自殺
9	1億1,000万円	食品会社	2000年	厨房員(24才)が過労自殺
10	1億700万円	府立病院	2007年	麻酔医師が過労死

資料:判例、報道機関資料 当社調べ

# ■「労災上乘せ補償」加入パターン■

## 法定外労災保険と使用者賠償責任保険のセットプラン

お薦め!!

加入プラン		A1	B1	C1
加入プランイメージ		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">法定外労災保険</div> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">使用者賠償責任保険</div> </div>		
<b>法定外労災保険（業務上災害、通勤災害、休業補償）</b>				
死亡に対する法定外補償保険金		3,000万円	2,000万円	1,000万円
後遺障害に対する法定外補償保険金	1級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	2級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	3級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	4級	2,400万円	1,600万円	800万円
	5級	2,100万円	1,400万円	700万円
	6級	1,800万円	1,200万円	600万円
	7級	1,200万円	800万円	400万円
	8級	600万円	400万円	200万円
	9級	480万円	320万円	160万円
	10級	360万円	240万円	120万円
	11級	240万円	160万円	80万円
	12級	180万円	120万円	60万円
	13級	120万円	80万円	40万円
	14級	60万円	40万円	20万円
休業に対する法定外補償保険金 1日につき		3,000円	2,000円	1,000円
<b>使用者賠償責任保険</b>				
被災従業員1名につき（支払限度額）		2,000万円	2,000万円	2,000万円
1労働災害につき（支払限度額）		1億円	1億円	1億円

## 法定外労災保険のみのプラン

加入プラン		A2	B2	C2
加入プランイメージ		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">法定外労災保険</div> </div>		
<b>法定外労災保険（業務上災害、通勤災害、休業補償）</b>				
死亡に対する法定外補償保険金		3,000万円	2,000万円	1,000万円
後遺障害に対する法定外補償保険金	1級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	2級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	3級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	4級	2,400万円	1,600万円	800万円
	5級	2,100万円	1,400万円	700万円
	6級	1,800万円	1,200万円	600万円
	7級	1,200万円	800万円	400万円
	8級	600万円	400万円	200万円
	9級	480万円	320万円	160万円
	10級	360万円	240万円	120万円
	11級	240万円	160万円	80万円
	12級	180万円	120万円	60万円
	13級	120万円	80万円	40万円
	14級	60万円	40万円	20万円
休業に対する法定外補償保険金 1日につき		3,000円	2,000円	1,000円

※法定外補償規定等に合わせて支払限度額を設定してください。

### 建設業の皆様へ

経営事項審査制度でプラス評価されるためには、以下の3つの条件を満たす法定外労災保険に加入している事が必要です。

- ①被保険者の範囲が、申請者の直接の雇用関係にある従業員の他、全下請負人を含むことが契約上明らかであること。  
(下請負人補償特約をセットします。)
- ②死亡及び政府労災保険の障害等級の第1級から第7級までが必ず補償の対象となっていること。
- ③業務上災害だけではなく、通勤途上の災害も補償の対象となっていること。(通勤災害補償特約をセットします。)

## ■ 業種コード別 年払保険料の目安【1名あたり】

加入プラン		A1	B1	C1	A2	B2	C2
パターン説明		法定外労災保険と使用者賠償責任保険			法定外労災保険のみ		
業種名	コード	—	—	—	—	—	—
ほ装工事	33	43,220円	31,640円	20,380円	36,370円	24,250円	12,120円
機械装置組立・据付	36	43,030円	31,810円	20,970円	35,420円	23,610円	11,800円
既設建築物設備工事	38	37,440円	27,800円	18,490円	30,550円	20,370円	10,180円
食料品	41	11,040円	8,570円	6,240円	8,110円	5,410円	2,700円
印刷・製本	46	10,360円	8,430円	6,680円	6,670円	4,450円	2,230円
化学	47	12,840円	9,560円	6,410円	10,400円	6,930円	3,470円
金属材料品	52	47,550円	37,470円	28,100円	33,500円	22,330円	11,170円
金属製品・金属加工	54	40,500円	31,300円	22,600円	30,050円	20,040円	10,010円
めっき	55	20,420円	16,750円	13,460円	12,780円	8,520円	4,260円
機械器具	56	18,440円	14,130円	10,050円	13,950円	9,300円	4,650円
電気機械器具	57	5,620円	4,260円	2,980円	4,350円	2,900円	1,450円
その他の製造	61	25,300円	22,110円	19,580円	12,500円	8,320円	4,160円
貨物取扱	72	27,970円	21,560円	15,500円	20,880円	13,920円	6,960円
電気・ガス・水道	81	9,580円	6,980円	4,450円	8,140円	5,430円	2,710円
清掃・火葬・と畜	91	18,450円	13,710円	9,130円	15,030円	10,020円	5,010円
その他各種事業	94	5,280円	3,780円	2,310円	4,650円	3,100円	1,550円

### ■ 本表の見方

- 注1) 上表はすべて「保険料の目安」です。必ずしも人数倍の保険料とはなりませんので、ご注意ください。  
貴社向けの正確な保険料につきましては、改めて計算の上、ご案内させていただきます。
- 注2) 一時払いが基本となります。年間(暫定、確定)保険料が12万円以上(月換算で1万円以上)となる場合は、分割払のご選択もできます。  
保険料分割による割増はかかりません。
- 注3) 上記「法定外労災保険」では、業務上災害、通勤災害ならびに休業損害が補償されています。「業務上災害」「通勤災害」の補償額は同額です。
- 注4) 上記「加入プラン」による加入を原則としていますが、単一定率型(賃金総額をもととする契約方式)も含め上記プラン以外での加入も可能です。
- 注5) 建設関係業種(コード31~38)については、年間包括契約に限ります。また被用者の範囲を下請人まで拡大する場合は、特約のセットが必要です。  
被用者の範囲を下請人まで拡大する場合、下請負人に政府労災保険の特別加入者(中小事業主、一人親方等)を含む場合は、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
- 注6) 業種コード21~26、41~66、71~99については、「平均被用者数(250名超)による割引」の適用が可能です。  
業種コード31~38については、「請負金額(1工事あたりの平均請負金額が1億円超)割引」の適用が可能です。
- 注7) 保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料を遅滞なく引受保険会社にご提出いただけます。確定した賃金総額、または平均被用者数に基づき算出された保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。  
ただし、「保険料確定特約」がセットされたご契約は除きます。
- 注8) 保険期間の途中で加入される場合の適用保険料については、別途取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### ■ ご加入例(保険料の目安) ■

E社(従業員数30名、その他各種サービス=業種コード94)

加入プラン	A1	A2
1名あたり年間保険料	5,280円	4,650円
年間保険料	158,400円	139,500円



## この保険は、こんなときにお役に立ちます。

### <法定外補償条項>

この保険は、貴社（補償の対象となる方をいいます。以下「被保険者」といいます。）の従業員（以下「被用者」といいます。）が業務上または通勤途上の災害（注1）により身体に障害（死亡、後遺障害を含みます。以下同様とします。）を被ったことにより政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が法定外補償規定等（注2）に基づき政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことにより被る損害を補償するための保険です。例えば次のような場合に保険金をお支払いします。

作業中に高所から落ちて死亡	工場で荷物が落ちてきてケガ	オフィスの階段でケガ	電気工事中に作業員が感電死	機械に手を挟まれケガ	通勤中に電車の事故でケガ（注1）
---------------	---------------	------------	---------------	------------	------------------

- （注1）通勤災害補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。  
 （注2）法定外補償規定等とは、被保険者が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。以下同様とします。

### <使用者賠償責任条項>

政府労災保険等の対象となる被用者の労働災害について、被保険者が被災した被用者もしくはその遺族から損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負った場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を保険金としてお支払いします。

- 例えば次のような労働災害により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うおそれがあります。
- ① 漏電による災害によりケガをしたなど、建物や設備の欠陥による労働災害（工作物責任）
  - ② 工作機械に安全装置がついていなかったためにケガをしたなど、安全維持の配慮を欠いていたための労働災害（雇用契約上の債務不履行責任）
  - ③ フォークリフトの操作ミスにより、同僚を負傷させるなど、被用者の過失による労働災害（使用者責任）

## お支払いする保険金

### <法定外補償条項>

生命保険や傷害保険から受け取る保険金に関係なく、ご加入金額にしたがって保険金をお支払いします。以下の保険金について、ご加入時の約款に基づき保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

死亡に対する法定外補償保険金	被用者が業務上または通勤途上の災害（注1）によって死亡した場合にお支払いする保険金です。
後遺障害に対する法定外補償保険金	被用者が業務上または通勤途上の災害（注1）によって後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。
休業に対する法定外補償保険金	被用者が業務上または通勤途上の災害（注1）による負傷によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で、1,092日分（注2）を限度とします。

- （注1）通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。  
 （注2）休業補償日数特約（362日）、休業補償日数特約（727日）または休業補償日数特約（1,457日）のいずれかをセットし、日数を変更することもできます。

### <使用者賠償責任条項>

被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金	①死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度により給付されるべき金額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。 ②法律上の損害賠償責任による慰謝料をお支払いします。政府労災保険では慰謝料は給付の対象となっておりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象となります。
賠償問題解決のために要した費用	法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。 ①被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（注） ②被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ③被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用 ④被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用 （注）被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用弁護士報酬を含みます。

\* 被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

## 保険金をお支払いしない主な場合

### <法定外補償条項および使用者賠償責任条項共通>

- (1) 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害（注1）については、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者（注2）またはこれらの事業場の責任者の故意
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
  - ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- (2) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。
- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
  - ② 風土病による身体の障害
  - ③ 職業性疾病（注6）による身体の障害

### <法定外補償条項>

- (1) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。
- ① 被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
  - ② 被用者が次のいずれかに該当する間に、その被用者本人が被った身体の障害  
ア. 法令に定められた運転資格（注7）を持たないで自動車等を運転している間  
イ. 酒気を帯びた状態（注8）で自動車等を運転している間  
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
  - ③ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害
- (2) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対して被保険者が災害補償金の支払責任を負担することによって被る損害については、保険金を支払いません。

### <使用者賠償責任条項>

- (1) 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用
  - ② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
- (2) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。
- (3) 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金を支払いません。

（注1）身体の障害	これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。	（注6）職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。 （例）粉塵（じん）による「じん肺」、著しい騒音による「耳の疾患」、タ イピスト等の「手指のけいれん」、鉛、水銀、マンガン等による「中毒」、アスベストによる「中皮腫」
（注2）保険契約者もしくは被保険者	保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。	（注7）法令に定められた運転資格	運転する地における法令によるものをいいます。
（注3）暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。	（注8）酒気を帯びた状態	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態をいいます。
（注4）核燃料物質	使用済燃料を含みます。		
（注5）核燃料物質によって汚染された物	原子核分裂生成物を含みます。		

\* 上記は普通保険約款で定めたものであり、これ以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

## セットできる主な特約

### <法定外補償条項のみ>

法定外補償条項にオプションとしてセットできる主な特約は次のとおりです。セットをご希望の方は加入申込票の特約欄に記入してください。

災害付帯費用補償特約	死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害（政府労災保険の第1級～第7級）に対する法定外補償保険金をお支払いする場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用を支払限度額まで実費でお支払いします。
特別加入者補償特約	中小事業主（政府労災保険第一種特別加入者）、一人親方（政府労災保険第二種特別加入者）等の特別加入者の労働災害を拡張して補償します。

### <法定外補償条項・使用者賠償責任条項共通>

法定外補償条項および使用者賠償責任条項にオプションとしてセットできる主な特約は次のとおりです。セットをご希望の方は加入申込票の特約欄に記入してください。

下請負人補償特約	建設関係事業（業種コード31～38）について、補償する被用者の範囲に下請負人またはその被用者を追加します。ただし、「退職者加算特約」と同時にセットすることはできません。
海外危険補償特約	政府労災保険第三者特別加入制度へ加入している海外駐在員等の労働災害を拡張して補償します。

上記特約の詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## ご加入手続き方法

2018年10月1日までに、募集代理店まで加入申込票をご提出ください。（それ以降のお申込みによる中途加入も可能です。）

## ご加入できる方の条件

この労災上乗せ補償（労働災害総合保険）にご加入できるのは川崎商工会議所の会員で、政府労災保険に加入されている事業所に限ります。

## ご加入にあたっての注意事項

- この保険は川崎商工会議所が保険契約者となる団体契約です。
- この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
  - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合

## 保険期間

平成30年12月1日午後4時から平成31年12月1日午後4時までの1年間  
\*中途で加入をご希望される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

## 保険料払込方法

保険料は全て初回から預金口座より自動的に引落しさせていただきます。毎月17日が口座からの引落日になります。初回保険料が口座引落し不能となった場合は、お申込を取消したものと見なします。第2回保険料以降、2か月連続して口座引落しが不能となった場合には、最終払込に対応する払込期日をもって保険の効力がなくなります。

## 保険料の精算

保険料確定特約をセットした場合はご加入期間満了後の保険料の精算は不要です。保険料確定特約をセットしていない場合は、ご加入期間満了後「労働災害概算保険料申告書」等をもとに確定従業員数または確定賃金総額により計算させていただいた保険料と、お支払済み保険料との過不足（ゼロの場合も含む）を精算させていただきます。

## 事故が起こった場合の手続

- 災害発生時の引受保険会社へのご連絡等  
災害が発生した場合は、災害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は 事故は いち早く  
24時間365日事故受付サービス **0120-258-189** (無料)へ  
「三井住友海上事故受付センター」

- 保険金のご請求時にご提出いただく書類  
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

## お問い合わせ先

### 募集代理店

### 委託保険会社

幹事会社 **三井住友海上火災保険**  
横浜支店川崎支社  
川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎  
TEL: 044-511-2118 FAX: 044-511-2557

商工会議所名 **川崎商工会議所 中小企業振興部**

TEL: 044-211-8888

幹事代理店 **株式会社保険企画**

川崎市中原区北谷町47

TEL: 0120-044-211 FAX: 044-555-6777

東京海上日動火災保険 日新火災海上保険  
損保ジャパン日本興亜 富士火災海上保険  
あいおいニッセイ同和損保 朝日火災海上保険